

(議事録)

福田部会長

ただいまから、第2回埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

9月6日の合同専門部会で労働基準部長から御説明があったとおり、12月1日改正発効のためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめていただく必要がありますので、よろしくお願ひいたします。また、終了時刻については、もちろん十分な審議を行っていただくわけですが、会場の都合などもありますので、11時30分めで御審議をいただければ大変ありがたいと考えております。

では、本日の出席委員の状況について、事務局から御確認をお願いします。

賃金室長補佐

出席状況を報告します。公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、合計8名です。欠席は、町田委員です。

二階堂委員

町田委員ですが、今朝から発熱で体調を崩しておりまして、急遽、欠席させていただくことになりました。今朝、本人と電話で話をしまして、労働側委員として私と榎本委員に採決の判断を一任するという連絡を受けております。一人欠席であります。審議を続けさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

福田部会長

使用者側の皆様いかがでしょうか。
(異議なし)

福田部会長

ありがとうございます。ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、公労使三者での審議および議事録を公開いたします。また、本専門部会の議事録は公開になります。

本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ私から指名させていただきます。公益代表は私、福田が、労働者側は二階堂委員、使用者側は嶋田委員にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は、傍聴者はいらっしゃいますか。

賃金室長補佐

傍聴の申し込みはありませんでした。

福田部会長

それでは、次に配付資料の確認と説明を事務局からお願ひします。

賃金室長

配布資料の確認と併せて説明をいたします。

資料No.1は、本件特定最低賃金改正の申出書に添付された、賃金の最低額に関する労使間協定等の一覧です。

資料No.2は、引上げ額・引上げ率・影響率の早見表です。これは、本年の最低賃金に関する基礎調査の結果から作成したものです。

資料No.3は、埼玉県最低賃金の一覧で、10月1日発効の埼玉県最低賃金、時間額1,028円を反映したものです。

資料No.4は、令和4年10月以降の消費者物価指数の推移です。

また、資料番号を付けておりませんが、時間額以外で定められた賃金を時間額に換算する際の計算方法について、最低賃金法と同施行規則の関係条文を抜き出したものをお配りしています。

最低賃金は時間額で表示されていますが、いわゆる正社員の多くは、賃金が月額で決められているのが一般的です。また、日額の場合や、賃金の一部が出来高払いになっていることもあります。そういった、時間額以外で定められている賃金額について、それが最低賃金額以上であるかを比較する際には、最低賃金法施行規則第2条第1項に基づいて時間額に換算する必要があります。

今年度は、県最賃が1,028円になることを踏まえ、労使間協定の内容をまとめた表、本専門部会に関する表は本日の資料1ですけれども、改正の申出があった全5業種、全ての協定内容を改めて精査いたしました。申出書に添付された協定書では、各事業場における賃金の最低額を、月額と時間額で定めるものが多く、中には日額を併記しているものもありました。精査の結果、本専門部会に関する申出書添付の一覧表の中に、日額から時間額への換算が漏れていると思われるものがありました。

具体的には、本日の資料No.1のうち、19番の協定です。19番の協定では、賃金額が月額、日額及び時間額の3つで表示されています。そのうち、月額については、最低賃金法施行規則第2条に基づいて時間額に換算し、その円未満の端数を切り上げた額が、時間額として表示されているものと一致したのですが、日額については、時間額に換算した金額が、時間額よりも低い額になっていました。

本来ならば、改正の必要性の有無について諮問する前に、事務局が確認しておかなければならないことですが、それができておりませんでした。まずは、事務局に不手際があったことについて、お詫びいたします。

この19番の労使協定について、労側委員から、協定当事者である労働組合に確認していただいたので、確認した結果を説明していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

福田部会長

この件について、労働側から説明をしていただけますか。

二階堂委員

はい。今説明のあった点について事務局から連絡を受けまして、該当する協定を締結した労働組合に確認いたしました。

この協定は、賃金の月額と時間額について労使間で協議した結果を記載したものであり、日額については、協議の結果決まった月額を21で割り、小数点以下の端数を1円単位に切り上げた額を記載した、ということでした。しかし、その事業場では、日額で契約している労働者は、実際にはいないとのことで、その点は使用者側からも確認をとっているとのことでした。

それでは何故使っていない日額を表示しているのか、その理由は、昔からの慣例で月額を21で割ったものを日額として表示しているとのことでした。

本来ならば、事務局の説明のとおり、日額についても時間額に換算した上で、最も低い額を一覧に載せるべきなのですが、日額を時間額に換算する作業が漏れていたというのが、正直なところでした。

該当の事業場では、実際に日額で契約している労働者がいないことが確認できておりますので、特定最低賃金改正の審議に当たっては、該当の協定のうち、日額については考慮に入れないで議論できないでしょうか。

嶋田委員

協定書に表示されているだけであって、実際にはその額が適用される労働者が存在しないということを労働組合が確認しているのならば、その額については考慮せずに審議しても構わないと思いますが、公益委員と事務局はどうですか。

福田部会長

事務局、そのように進めて問題ありませんか。

賃金室長

その額が適用される労働者がいないということであれば、事務局としては問題ありません。

福田部会長

労使双方が了承の上ということならば、特定最低賃金は労使のイニシアチブによって決定するという点も踏まえて、また、事務局としても問題ないようですから、該当の日額については考慮しないで審議を進めるということで、いかがでしょうか。

(異議なし)

福田部会長

ではそのように進行いたします。事務局、続けてください。

賃金室長

はい。該当の協定のうち、日額を外すと、表1の10番が協定の最低額になります。ただし、この表では円未満の端数が1円単位に切り上げられていますので、最低額は1,056円ではなく、1,055円、これ

が今回の引き上げの上限になります。

資料の説明は以上でございます。不足、欠落等がありましたら、挙手をお願いします。

嶋田委員 確認ですが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものであることから、労使のイニシアチブで決めるということによいでしょうか。

賃金室長 はい。ただ、労使協定を上回って決めることはできないというルールです。

嶋田委員 ありがとうございます。

福田部会長 埼玉の特定最低賃金について、すでに部会報告がまとまっているものがあれば、事務局からご紹介ください。

賃金室長 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」に関する部会が9月14日に開催され、引上げ額42円、引上げ率4.15%、時間額1,055円という報告が取りまとめられております。

福田部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、御質問等があれば、どうぞ遠慮なくお出してください。

よろしいですか。

それでは、議題1、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、に入りたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、本日は部会長報告をまとめることを予定しておりますので、どうぞ円滑な審議に格段のお力添えをよろしくお願いいたします。

まず、本日の協議形式ですが、昨年度は全体協議からスタートして、調整が必要になったら適宜休会をして個別に協議させていただきましたが、今年度もこういった進め方でよろしいですか。

(異議なし)

福田部会長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。では、まず、労側から現時点での御主張を聞かせてください。

二階堂委員 よろしく申し上げます。今年度の最低協定額は42円がアップパーということになっています。

現在、生産台数はかなり上がってきており、10月からマックス生産、すでに9月から来年の3月までは土曜日出勤をしながら生産台数

を上げていくという方向に進んできております。昨年、新型コロナの影響、また半導体不足の影響から、生産台数が増やせなかったのですが、すでに部品供給不足については、通期分は、どこのメーカーもぎりぎりではあるものの、生産台数分は確保できていると聞いています。それに伴い、昨年度までバックオーダーが 193,000 台あったのですが、43,000 台分解消しています。在庫も減ってきているため、今、生産台数を上げようとしており、休日に生産を行っていかうとしています。

これが今、人材不足につながっています。非正規労働者の方を製造に投入する計画をしているのですが、最近どこも求人を出していることから、求人してもなかなか自動車製造業に期間従業員の方が投入されていません。その補填として、製造派遣の方をお願いしてなんとか今、対応を図っています。

このような状況から、自動車産業の魅力付けのために特定最低賃金を上げることと、働き方の改善を図っていかねばならないと思っております。

今回、地域別最低賃金が 41 円上がっています。一昨年の全員協議会で、特定最低賃金の検討に当たっては、これまでの賃上げの状況、鉱工業生産指数等の経済指標に加えて、地賃の引上げ額を目安に加えると申し合わせをしました。ですので、41 円という引上げ額を今日の審議に加えていただきたいと思えます。

輸送用機械器具製造業最低賃金の改正金額については、昨年、一昨年で、地賃の上昇額に対してマイナス 12 円となっています。これは最低協定額の上限が影響しているためで、本当はこの額を加えて 54 円という主張で審議をスタートしたかったのですが、今回につきましても最低協定額の上限がありますので、上限を超えない 42 円を主張したいと思えます。これまでのマイナス分もありますし、先ほどの電子部品製造業最低賃金の部会報告が 42 円だったということもあります。これらを踏まえて 42 円を主張します。

福田部会長

ありがとうございました。
労働側の榎本委員、補足はありますか。

榎本委員

補足はありません。

福田部会長

それでは、使用者側のご主張をお願いします。

嶋田委員

はい。まず、前回の合同専門部会で配布した使用者側委員の提出資料を見ながら、状況を確認させていただきます。直近の日銀短観ですが、中小企業の業況判断 DI をご覧いただくと、輸送用機械について

は6月についてはプラスマイナスゼロとなっています。一年前のマイナス26から26ポイント上がっている。そして9月の予定はプラス8ポイントということで、さらに改善の見通しとなっています。埼玉県四半期企業経営動向調査のDI、輸送用機械器具については4-6月期でマイナス24.6、7-9月期がプラス5.3。その隣の、ぶぎん地域経済研究所のDIにつきましても、4-6期はマイナス43、7-9期はマイナス14ということで改善の傾向がみられると思っております。それから、法人企業統計ですが、前年同期比で売上高が、プラス8.76%、営業利益でもプラス256.24%と大幅に改善しています。これは全国の状況ですが、埼玉県の鉱工業生産指数の動向は4ページに載っています。令和5年1-3期でプラス0.5、54.3、4-6期はマイナス7.9で、51.6となっています。年間平均では、マイナス3ポイントです。改正額を従来同様シミュレーションしますと、鉱工業生産指数4-6期のマイナス7.9を使い、21円、それから、年間ベースの鉱工業生産指数マイナス3ポイントを使い22円ということになります。

ただ、シミュレーションというのはもう少しいろいろなファクターがあって、精緻化していくことが必要だと思います。ですからこの金額も考慮しなければならないと思いますが、使用者側としては、地賃の状況、企業動向の現況を鑑み、人手不足ということも踏まえ、合同専門部会資料17の経団連が作成した「2023年の春季労使交渉」の中小企業業種別妥結結果に、2.88%とありますので、これを昨年の1,013円にかけて29円。埼玉県には中小企業が多くありますので、当初の金額提示として、プラス29円をスタートに審議させていただきたいです。

福田部会長 ありがとうございます。労使双方から最初のご発言をいただいたところですが、御質問なり、御意見なりがあれば出していただければと思います。

榎本委員 使用者側のご主張は、経営側としての責任を踏まえたご発言としてお聞きしましたが、労働側としましては、29円というご提示は、現在の情勢の中でなかなか受け入れられるものではないです。

福田部会長 使用者側、いかがでしょうか。

金井委員 これから論議させていただきますが、使用者側としては、まず、中小企業の賃上げ実績をみて、29円が適当であるということです。
しかしこれだけ物価が上がっていますので、使用者側としてもしっかり審議して結論を出させていただきたいと思っています。

榑原委員　　私も、会社で企業業績を知る機会があり、人事部長という立場から採用も行っていますが、二階堂委員のおっしゃることと同じような実感があります。人手がなかなか集まらず、思うような生産活動が難しい、また、原材料の高騰等の影響があり、企業業績自体は上がっていない、受注が収益に結びついていないというのが企業の実態です。特に体力の小さい中小企業に、特定最低賃金は大きな影響が出ると思っています。労使双方の立場を考えて議論させていただきたいです。

福田部会長　　先ほど金井委員から物価というご発言がありました。労働者側は物価上昇についてどのようなご意見ですか。

二階堂委員　　物価が非常に上がっており、最低賃金近傍の労働者の生活はかなり厳しいです。賃金を上げていかないと普段の生活もままならない状況で、ガソリンが高騰しているため、今、車を使わず、電車や自転車で通勤する人が周りに多くなっています。最低賃金近傍の方々が普通に生活できることは必要ですし、我々の産業は、車を買っていただけないと困りますので、賃金を上げて、産業の魅力を確保していくことで、活性化につなげ、人手不足も解消したいです。

そのためにも、特定最低賃金を上げていくことが必要です。

福田部会長　　嶋田委員、いかがですか。

嶋田委員　　今回の地賃も物価上昇を重視して決定されたので、我々としても、同じ労働者の方ですので、当然物価上昇のことも考えていかなければならないと思います。

榎本委員　　私の出身企業では、受注はあるものの人手不足で増産が厳しい状況です。バックオーダーも含めて今後は、多少見通しが明るいのではないかと考えています。使用者側としては、今後の展望をどのようにお考えでしょうか。

榑原委員　　明確な展望があるというわけではありません。当社も10月から増産を始めようとしています。ただ、これまで生産調整がいろいろあったため、今もまだ生産調整の状況が見えにくいです。中長期的に3か月、6か月では増産する予定であっても、3年、5年後はどうなるか見通しが立てにくいので、労働者の雇用に関しても不安感があります。

榎本委員　　正直、似た感想を持っています。将来の展望としては開けていると

考えていますが、部品の供給の問題で生産調整が行われることも当社でもありました。人手もなかなか集まらない。特定最低賃金の改正について、この審議でよく話し合っ、前向きな結論にしていきたいと、ご意見を伺いながら思いました。

二階堂委員 他業種の賃金の方が高く、募集をしても人員が集まらないという状態をなんとか改善しなければいけないです。

福田部会長 質問ですが、東京の最低賃金が1,072円であることは、埼玉の自動車産業が人材を確保することに影響を与えているのでしょうか。

二階堂委員 あると思います。埼玉に住んで、東京に働きに行く方は少なくありません。

金井委員 東京もですが、神奈川ですね。神奈川は賃金が高い。神奈川への流出は避けられない。

福田部会長 そうですね。

金井委員 それと、去年は製造委託がキャンセルになることが結構ありました。理由は、コロナの影響と半導体不足の2つです。

ある程度の規模の大手企業だと、下請代金支払遅延防止法の下請けになりません。部品メーカーはカーメーカーに部品を納めるのですが、その時に3か月インフォメーションというのを出します。3か月インフォメーションをだしたら、その期間の部品を引き取って支払いをしなければならない。ただ、大手企業は、カーメーカーから、「減産です」と言われたら了承せざるを得ない。余った部品、工数についてはその会社が吸収するということになり、大手は非常に厳しかった。中小企業に対しては、3か月インフォメーションのルールで減産前の数量でお金を支払ってはいるのですが、3か月毎に、どんどん減っていくというところがあったので、そこが非常に厳しかった。大手は、カーメーカーからの入は減るが中小からの支払いには耐えなければならない。これが去年の動きです。

しかし今年からは、若干、半導体が復活してきたことと、それ以外の部品も非常に落ち着いていること、需要が復活してきていることで経営状況は好転してきました。ただ、経営としては、これまで血のにじむような努力をしてきたのです。生産が減ったとしても、その分の従業員の雇用は確保しなければならない。それはなぜかというと、この先需要が復活する可能性があるから、その時に増産対応ができるラインを保持しなければならないのです。ということは、

一個当たりの単価は当然上がる。作る数は減っても、採用している人数は変わらないから。そこをどう吸収するかということで、組合の皆さんにも協力していただいて、生産性向上でしのいできました。

確かに非常に厳しい状況は少し好転してきており、展望がないとは言いきれない。競争が厳しい自動車業界ですが、新しい形の自動車という需要があり、伸びるでしょう。展望はある。ただ、展望を実現するには、雇用を確保する必要があります。去年はかなり痛み、悩み、本当に悩みました。調子がいいからといって大盤振る舞いでできる企業がどのくらいあるかという部分をしっかり見ないと。埼玉には16万社くらい中小企業がありますので、誰も取り残さないように真剣に考えたいです。ご理解いただきたいです。

榎本委員

介護業界などで埼玉県南部の労働者が流出しているという話をよく聞きますが、自動車製造でいいますと、地元の方が応募してくださるといふより、ライバルは他の製造業であるという思いです。

派遣社員や期間従業員は、あちこちから集まってくださるので、神奈川の方が、賃金が高いと思われてしまう。

二階堂委員

3年前のデータですが、埼玉の新卒者は、神奈川に流出しています。地賃の額や、輸送用機械の特定最低賃金の額と比較して、東京、神奈川に流れているといえると思います。

言い方を選ばなければ、賃金が高く、楽な仕事を選ばれる。魅力付けというところで、輸送用機械器具製造業は低いのではないかと思います。

先程、金井委員からご発言がありましたが、昨年は、我々も本当に苦しい思いでした。コロナの影響、部品供給不足、海外の影響も。

しかし、結局未来は人が作り上げていくものだと思います。人への投資は絶対忘れてはいけません。そういう意味で、産業を活性化させるために、人をしっかり確保する必要があります。自動車産業は今、大変革期にありますので、魅力あるリーディング産業になっていかなければならないと考えます。特定最賃で対応を図っていくことは重要です。非常に大変な時期ではありますが、今こそ人へ投資し、全員で乗り切ることが重要で、それが働く人の幸せと企業の発展につながると思います。

嶋田委員

埼玉県の輸送用機械器具製造業の適用労働者数は、この資料でみると、昨年度より3,000人くらい増えているようなのですが、産業の労働者数は増えていると考えていいのでしょうか。

二階堂委員

そう考えていいかと思いますが。

嶋田委員 全体のパイもみないといけませんね。

二階堂委員 そうですね。

金井委員 問題は人数より質です。自動車産業に携わる方の匠の技が、長い間、日本、そして世界のものづくりを支えています。残念ながらこのところ匠の技が薄れつつあると感じます。技を継承する若い人たちがどんどん入ってきてくれないと、あとが続かないです。「こんなことも知らないのか。」と驚くことがあり、あってはならないことだと思います。だから、二階堂委員がおっしゃられたように、人への投資は重要です。人がいなくなると、産業そのものが衰退してしまうことに注意が必要です。

二階堂委員 今、社員の年齢構成の逆ピラミッドがたいへんなことになっています。「匠の技」というものはありまして、それを継承する若手がない。実際、一時期採用を抑えたところに空白の世代というものができているのです。そういうことが今後もあり得る。これからの大変革期を戦っていくなかで、匠の技は必要です。実際、これは自動車メーカーだけの話ではなく、他の産業相手に戦って若手人材を確保することが今、大変重要だと考えます。逆ピラミッドの会社は多いのではないのでしょうか。

福田部会長 ありがとうございます。産業政策としての人材育成については、この場だけで議論するわけにはいかないのですが、事務局にも考えてもらって、別途、特定最低賃金を中長期にどうするのかという議論はした方がいいと思います。

それでは、貴重なご意見ありがとうございました。よろしければ、いったん休会について個別協議をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ここで休会とさせていただきます。

(休 会)

福田部会長 お待たせしました。それでは、部会を再開させていただきたいと思っております。ここまで、労使各委員には円滑な結論の取りまとめに御協力いただき感謝申し上げます。

個別協議の内容を簡単にまとめますと、労働者側のご主張は、今年度の地賃の改正は物価の上昇を重視して4.15%だったことを踏まえて、現在の1,013円に対して4.15%の上昇で42円であると。本来であれば

過去の経緯を鑑みてプラスアルファを主張したいところですが、協定額の上限という縛りがあるので、是非 42 円をお願いしたいということでした。これに対して、使用者側は、埼玉の輸送用機械器具製造業はリーディングインダストリーであり、労使はよい関係を築いており、労働側の主張も理解できるため、不安材料はあるが 42 円を受け入れるとおっしゃっていただきました。

4.15%、時間額 1,055 円ということでもとまりましたが、労使双方から補足はありますか。

嶋田委員

今回、人材の確保、産業の魅力、企業の支払い能力、物価上昇への対応、それから、労使協定額の昨年からの上昇などを考慮して、プラス 42 円、時間額 1,055 円を受け入れさせてもらいました。やはり、人材確保ができないために企業活動が停滞してしまうのは非常に困りますし、この産業のリーディングインダストリーとしての力を発揮するため、という思いも入っています。

また、物価の上昇につきましては、直近では 3.5%、10 月以降では 4.1%ということで、今回の 4.15%でほぼ物価の上昇もカバーできています。それから影響率 13.9、これについての評価はいろいろあると思いますが、そこまで大きくなく、企業努力の範囲ではないかと、使用者側で話し合いました。

また、労使協定書の改定金額が、平均で 44 円、4.517%ぐらいであったのでこれも根拠に 1,055 円を受け入れさせていただきました。

福田委員

労働側は、補足などはありますか。

二階堂委員

いえ、ありません。

福田部会長

それでは労使各委員の円滑な結論の取りまとめに御協力をいただき、感謝申し上げます。ありがとうございました。令和 5 年度の埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金は、引上げ額 42 円、引上げ率が 4.15%の時間額で 1,055 円とすることで結論に至ったということによろしくございますか。

(「異議なし」の声あり)

福田部会長

ありがとうございます。

それでは、採決に入ります。令和 5 年度の埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金は、時間額 1,055 円、発効日は法定どおりとするについて、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

福田部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。
それでは、部会長報告書（案）を配付して、事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長 （読み上げ）

福田部会長 報告書（案）は事務局読み上げのとおりとしてよろしいでしょうか。
（異議なし）

福田部会長 ありがとうございます。原案のとおり部会長報告書が承認されたので、（案）を消していただき、本審議会に提出することといたします。
部会結審に対して、労働局長より御挨拶があります。

労働局長 部会長報告の取りまとめに際しまして、一言御礼を申し上げたいと思います。
まずもって、労使の各委員の皆様方には、限られた時間の中での慎重審議に厚く御礼申し上げたいと思います。また、公益代表委員の皆様方には、部会長報告の取りまとめに際しまして御尽力を賜りました。感謝を申し上げたいと思います。
この後、事務局におきましては、この部会長報告を来る 10 月 3 日の本審に全ての特賃の部会報告を提出しまして、答申をいただく予定にしております。その後、所要の手続を経まして、来る 12 月 1 日木曜日の改正発効を目指して、事務手続を進めてまいりたいと思っております。
引き続きどうぞよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

福田部会長 それでは、議事（2）はその他でございます。まず、労使委員の先生方から何かございますか。
ほかに事務局から何かありますか。

賃金室長 今後の予定について申し上げます。
繰り返しになるのですが、10 月 3 日午前 9 時 30 分から、本審の委員に御出席いただきまして、第 8 回本審を開催する予定です。この本審において、各部会報告を一括審議していただきます。その結果、答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合は 10 月 19 日に異議審を開催し、再審議を経まして、11 月 1 日に改正

決定の官報公示を行い、効力発生日は 12 月 1 日木曜日となります。
以上です。

福田部会長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第 2 回輸送用機械器具製造業最低賃金
専門部会を閉会します。円滑な審議にご協力いただき、委員の皆様、
本当にどうもありがとうございました。

— 了 —